

平成20年8月28日

「株式会社日本政策金融公庫法に定める事業の振興に必要な資金の告示案」
に対する意見

全 国 銀 行 協 会

1. 基本的な考え方

私どもは、政策金融改革にあたり、今日的な目で政策金融の機能を見直すとともに、民間にできることは民間に委ね、政策金融としての役割は必要最小限の規模と手法に限定することが重要であると主張してきた。新体制発足に向けた詳細な制度設計においても、引き続き「民業補完の徹底」という基本理念に沿った取組みが確実に行われるべきである。

2. 今般の告示案について

今般の「株式会社日本政策金融公庫法に定める事業の振興に必要な資金の告示案」の中には、貸付対象先や資金使途が限定されていないものもあり、民業補完の役割を超えて業務が拡大する懸念があることから、慎重な検討が必要と考える。

3. 新体制発足後の枠組みについて

株式会社日本政策金融公庫の貸付の範囲や金利等の条件面等については、政策目的との整合性や民間が対応可能な領域の拡大等を踏まえた不断の見直しが行われるよう、実効性のある枠組みの構築を要望する。

以 上